

〈講演〉

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

ウルフリット・ノイマン
西野基継〔訳〕

目次

- I. はじめに
- II. 人間の尊厳の原理の禁止範囲についての問題
 1. 人間の尊厳の禁止範囲と“本質”
 2. 客体定式（目的—手段—定式）
 3. 客体定式の批判
- III. 個々の問題領域
 1. 人間の尊厳と生命保護
 - a) 人間の尊厳の“生物学的基礎”としての生命
 - b) “生物学的基礎”モデルの批判
 - 1) 論証論理的な批判
 - 2) 法倫理的な批判
 - c) 人間の尊厳と生命保護の交差
 2. 人間のクローニング
 3. 遺伝的介入（生殖細胞系列—治療）
 - a) 人間の尊厳の担い手
 - 1) 当該の個人
 - 2) 集団としての人類
 - b) 尊厳の侵害としての生物学的な介入
 - c) 人間像の保護
- IV. 総括



I. はじめに

1. 聴衆の皆さん，愛知大学で人間の尊厳の問題について講演するという友好的で光栄な招待をいただきましたことに，まず心より御礼申し上げます。私は長年にわたり人間の尊厳のテーマについて学問的な意見交換をしている西野基継教授に，格別の感謝を表したいと思います。この意見交換は，10年以上前に，ここ名古屋で始まりました。私は，あの時，南山大学社会倫理研究所の招待で，「人間の尊厳の原理」というタイトルで講演をしました⁽¹⁾。私は，今日，あなた方の大学でこの議論が続けられることを嬉しく思っています。

II. 人間の尊厳の原理の禁止範囲についての問題

1. 人間の尊厳の禁止範囲と“本質”

2. 今日，私にとって問題であるのは，人間の尊厳の原理の特殊な側面，すなわち，この原理が禁止するのはいかなる行為様式であるのか，ということですが。大事なことは，人間の尊厳の原理の禁止内容であります。その背景にあるのは，人間の尊厳の“本質”についての問いであります。周知のように，この問いは，たびたび人間の尊厳をめぐる哲学的議論の中心に立っています。この連関でかかわってくるのが，人間の尊厳の規範的根拠への探求であります：人間の理性的性質にあるのか，道徳的義務を認める能力にあるのか，神との似姿性(キリスト教の観念)にあるのか？尊厳とは，各個人にアプリアリ(先天的)に帰せられるのか，それともルーマンのように，能力によって獲得されなければならないのか？人間の尊厳の本質の規定から，人間の尊厳の原理は何を禁止するかという問いに対して，部分的に結論を引き出すことができます。

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

3. 私が以下で取り掛かりたいのは、逆のやり方です。人間の尊厳の原理が何を禁止しているのかという問いが、最初に考察されます。それは、法学的見方にも適っています。法的パースペクティヴから、規範の内容は、この規範が何を禁止しているのかに応じて規定されます。人間学者や道徳哲学者にとっては、人間の尊厳の根拠や本質についての問いが、中心になっています。法学者にとって、また法哲学者にとっても、人間の尊厳の法原理の禁止内容が、第一に問題であります。

4. 人間の尊厳は一体どこに存するべきかを問うときに、この禁止範囲の正確な境界を画することができるということが、排除されているわけではありません。私の考察を進める中で示されるのは、我々がこの禁止範囲の境域を動いていくときに、この問いを避けて通ることはできないということです。しかし、そうであっても、禁止範囲についての問いが、考察の出発点をなします。

5. この手がかりをはっきりさせるために、禁止範囲が比較的くっきり印される諸権利を引っ張り出してもよいでしょう。生命の基本権は、市民を殺害することを国家に禁じています。名誉の権利は、他人を侮辱に晒すことを禁じています。これらの場合に、実効的な保護範囲の境界がどのようになるのか、必ずしも明らかでないことが例示されています。死刑が生命に対する基本権と一致できるかどうか、論争があります。しかし、この保護の次元は明らかであります。同じことが、名誉の保護にもあてはまりません。ここでは、特に言論の自由の保護範囲に対しての境界が引かれなければなりません。保護範囲が不鮮明な境界を示すとしても、これらの権利の突入方向 (Stoßrichtung) は、はっきりと輪郭づけられます。

6. 正しい見解によれば、法秩序の客観的な原理としてだけでなく、どのみち主観的な公法上の権利としても理解される人間の尊厳の場合には、そのことはより難しくなります。人間の尊厳の侵害を位置づけられるような次元を表す概念を探し求めると、屈辱の概念が提示されます。特別に加重されている屈辱が、人間の尊厳の侵害とみなされるか、について論争があります。いずれにせよ、人間の尊厳の権利が何を禁止するのかを表示するためには、人間の屈辱や彼の人格の軽蔑の概念が一応適するでありましょう。

2. 客体定式 [目的一手段一定式]

7. この見方は、核心においてカントの実践哲学での人間の尊厳の解釈に合致しています。人間の尊厳の原理は、カントにおいて、個々の人間を特定の目的の達成のための単なる手段に格下げし、彼を客体に貶めることの禁止という意味で理解されています。人間は、「いかなる人間によっても単に手段としてだけ扱われうるものでなく、常に同時に目的として扱われなければならない…」。さらに、「そこに存立しているのが、彼の尊厳（彼の人格性）である。それによって、人間は、人間でない、使用されうる他のすべての世界の存在、つまりすべての物を越え出ている」⁽²⁾。人間の尊厳から、他の人間を自己の目的のために手段化することの禁止が帰結します。

8. 人間を他の目的のための単なる手段として使用することの禁止は、ドイツ連邦共和国では、初期から法的命題の意味を獲得していました。それは、連邦憲法裁判所判決並びに学問的文献で、「人間の尊厳は不可侵である」という基本法1条1項の具体化に役立ちました。卓越した憲法学者であるギュンター・デューリッヒが人間の尊厳の“基本権命題”解釈のための綱

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

領的論文で展開した定義が、道標となりました：「具体的人間が、客体に、単なる手段に、代替可能な量に貶められるとき、人間の尊厳そのものがうまく捉えられる」⁽³⁾。この解釈に対して、“客体定式”，同義として“目的一手段一定式”が、急速に定着しました。“客体定式”が判決や法学による受容に応じられたのは、それが人間の尊厳を定義しようとせず、その規制内容を確定することによってなのであります。客体定式は、人間の尊厳の原理がいかにして確信をもって根拠づけられるかという問いからの負担の軽減を可能にします。

3. 客体定式の批判

9. 現代の哲学的、法哲学的文献では、目的一手段一定式の有用性に対して重大な反論が出されています。この定式は、一方では狭すぎます。なぜ



ならば、他人の道具化が目的達成の単なる手段でなく、不可避的な副次的結果であるときにも、人間の尊厳にかかわらされることがあるからです。この連関で参照されるのは、テロリストによってハイジャックされた飛行機（それは乗っ取り犯によって大都市上で墜落させられる運命にあった）の撃墜という緊急の問題です：飛行機が、都市の住民を救うために、人のいない地域で撃墜されても、乗客の死は、救出行為の副次的結果にすぎず、そのための手段ではありません。いずれにせよ、言葉通りの理解では、目的一手段一定式は、飛行機の撃墜を禁止できないでしょう。

10. 人間の暴行が目的なしに行われるときにも、この定式は狭すぎます。目的一手段一定式にしたがって人間の拷問の禁止が排除されうるのは、それによって一定の目的、例えば自白の強制が追求されるときだけでありませぬ。それに対して、サディストによる人間の“目的なき”拷問は、目的一手段一定式によって捕捉されないこととなります。

11. 私は、これらの批判を説得力のあるものと思いません。“手段”と不可避的な“副次的結果”の区別は、この連関で不自然であり、規範的に重要ではありません。連邦憲法裁判所は、“テロによってハイジャックされた飛行機”の撃墜をできるようにする法律を、首尾一貫して人間の尊厳の原理を尺度にして測り比べてきました。私は、この判決を後でまた話すことにしましょう。他人の“目的なき”拷問は、目的一手段一定式によって捉えられない、という意見も、目的の余りにも狭い概念に囚われています。サディズムから他人を拷問するものは、他人を自らの倒錯した欲情の満足のための手段に貶めています。目的一手段一定式がそれに効いていることは、疑われようがありません。

12. 他方では、この定式は余りにも広すぎる、それが輪郭づける禁止範

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

困は余りにも大きすぎると主張されます。その理由づけのために参照されるのは、社会の共同生活で、他人を自らの目的の達成のための“手段”として投入することが避けられないことでもあります。それは、事柄上、争いようもなく正しいです。相互的な道具化は、社会生活で不可避であるだけでなく、多くの場合に道徳的に全く問題ありません。商人にとって顧客、顧客にとって商人は、目的のための手段であります。しかし、これらの場合は、客体定式によって捕捉されません。単に他人の完全な道具化だけが、排除されることとなります。カントの定式では、他人を“ただ (bloß)”手段として使用することだけが禁止されます、補足すれば、他人をいつも“同時に (zugleich)”目的それ自体として扱えと命令されています。我々は、自発的に入った交換関係の中で、その都度他人を当然の固有の利益をもった人格として尊敬しています。それ故に、客体定式は、最初から効きません。

13. 「人間の尊厳は何を禁止するのか」という問いへの答えは、この点までは以下のように言えるでしょう：人間の尊厳の原理は、他人を屈辱的に



扱うことを禁じる、と。この禁止は、人間は単なる客体に、単なる手段にされてはならない、というカント的公式に、原則上適切に表現されています。人間の尊厳の原理が引き合いに出される様々な生活領域で、いかにこの原理が具体的に言い換えられるべきか、ということが問題です。実践的に重要な問題は、当然に、原理は法システムにおいて實際上適切に言い換えられるのか、ということです。この問題に対する答えは、個々の生活領域に対して違っています。私は、ここでドイツの法実践と法学において人間の尊厳の原理から引き出される帰結に限定して、三つの問題領域に集中しようと思います。

Ⅲ. 個々の問題領域

14. 第一の領域では、尊厳保障と生命保護の関係についての問題にかかわります。ここで討議されることは、人間の尊厳の原理は同時に生命の保護を保障するのか、という問題—自殺幫助も、あるいは自殺さえも、尊厳の侵害として禁止されることがあるという可能な帰結をともなった問題—であります。第二の領域は、人間のクローニングが人間の尊厳の原理と一致するか、という問題にかかわります。この問題は、ドイツの学問的文献では、非常に論争的に討議されています。第三の論点は、人間の遺伝素質への治療的な侵襲にかかわります。ここでは、生殖細胞系列の治療という仕方、将来世代の成員を重篤な病気から保護することが許されるのか、という問題にかかわります。

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

1. 人間の尊厳と生命の保護

(a) 人間の尊厳の“生物学的基礎”としての生命

15. 第一の問題、人間の尊厳と生命の保護の関係についての問題に対して。道徳哲学並びにドイツ基本法の体系では、一方で人間の尊厳の保障と他方で生命に対する権利の間は、はっきりと区別されています。それに対して、連邦憲法裁判所の判決並びに法学では、この区別は相対化されています。連邦憲法裁判所の判決によれば、人間の尊厳—原則は、尊厳そのものだけでなく、人間の尊厳の生物学的基礎としての生命も同時に保護しています。人間の生命なしには人間の尊厳もない以上、生命の保護は、人間の尊厳の保護領域に組み入れられなければなりません。それは、妊娠中絶の憲法的評価に対して直接的な帰結をもっています；文献や立法では、自己固有の生命の自由処理可能性についての帰結も引き出されます。

16. このような理解から妊娠中絶に対して帰結されることは、胚の生命は、憲法上生命に対する基本権によってだけでなく、人間の尊厳の原理によっても保護されるということです。基本法によれば、生命権は制限されうるのに対して、人間の尊厳の保障はそうでないから、そのことは傾向的に広げられる結果となります。たしかに、裁判所は、妊娠中絶を厳格に禁止する結論を引き出しませんでした。当時のリベラルな法的規制が、ただ制限されただけであります。それにもかかわらず、判決は、人間の尊厳の原理の禁止範囲の規定にとって、根本的な重要性をもっています。

(b) “生物学的基礎”のモデルの批判

1) 論証論理的な批判

17. というのは、連邦憲法裁判所の論証は、人間の尊厳の原理の生物学

的存在の保障の新解釈を含んでいるからです。人間の尊厳の生物主義化は、間違っています。“人間の尊厳の生物学的基礎としての生命”という論証モデルは、支持できません。というのは、生命という事実と“基本権行使”という事実との間の経験的連関から、生命に対する権利と人間の尊厳に対する基本権の法的保障との規範的連関が、結果として出てこないからです。権利の保障は、権利の行使の経験的前提の保障を含意していません。他方では、“生命に対する権利”は、人間の尊厳の保障の中だけではなく、あらゆる権利の中にも読み取られなければなりません。というのも、自明なことですが、生物学的生命は、所有権、教育を受ける権利、言論の自由に対する権利のための基礎であるからです。

18. 私は、このような考察で、連邦憲法裁判所の論証を瑣末化するつもりはありません。しかし、それは、裁判所の論証の中に、論理的な過誤を示しています。その過誤は、事実的な因果連関から規範的な根拠づけ連関への変換の中にあります。人間の尊厳が人間の生命を前提しているという事実から、尊厳に対する権利が生命に対する権利を包含しているということが帰結されます。このような推論が、連邦憲法裁判所の論証を古典的な自然主義的誤謬として特徴づけています。裁判所の判決に反して、尊厳の保障と生命の保護は、別々のものであります。“生命”という法益に対する侵害は、必ずしも人間の尊厳の侵害を含意しているわけではありません。

2) 法倫理的な批判

19. この論理的な過誤は、人の自らの生命についての自己決定の問題にかかわるところで、疑わしい法倫理的な帰結に至ります。苦痛に苛まれた死の場合、臨死介助の許容性をめぐる討議に、それは示されています。人間の尊厳の原理から、人間にふさわしい死への権利を演繹して積極的安楽

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

死を是認することが、ここで容易に浮かぶでしょう。苦痛に苛まれた死が人間を彼の肉体性に縮減して彼から尊厳を奪うことは、根拠づけられるでしょう。

20. その代わりに、人間の尊厳は、ここでは原理の奇妙な本末転倒において、人間にふさわしい死への権利に対抗するバリエードとして投入されず。積極的な臨死介助の許可は、“個人の尊厳”という法価値を覚束なくする恐れがあります。人間の尊厳の“生物学的基础”としての生命の機能に関して、(人間にふさわしい死への権利として刻印された)人間の尊厳の原理は、生命に対して自己貫徹できません。ドイツで最近制定された“常習的な”自殺幫助を犯罪とする法律⁽⁴⁾の正当化のためにも、人間の尊厳の保護を参照するように指示されます。

21. 個人の主観的利益に反した人間の尊厳の論拠の投入は、法倫理的に問題をはらんでいます。なぜならば、それは自らの利益についての人の自律的な決定を権威的に打ち負かす、という結果になるからです。それは、同時に憲法的に矛盾に陥ります。なぜならば、ドイツの法秩序にとって、人間の尊厳の原理から自律的な自己決定に対する権利が少なくとも演繹されるからです。実際、人間の尊厳の禁止範囲 (Verbotsbereich) についてはなく、その保証範囲 (Garantiebereich) [保障する範囲] について問われるとき、自律の原理が、人間の尊厳の原理の中心的な規制内容とみなされます。カントが自ら自殺を厳格に拒否したことは、我々を苛立たせないでしょう。カントの前提が、この代わりに、もはや我々の時代の前提となりません。カントが生命の”神聖性”について語るとき、それは明らかとなります。彼の立場は、宗教的な思考モデルに囚われています。

(c) 人間の尊厳と生命の保護の交錯

22. 尊厳と生命の結合は、生命の侵害の中に、犠牲者の尊厳の侵害が同時に存しうる限りで成り立つ、ということが強調されます。西野教授は、人間の尊厳についての包括的な研究の中で、そのことを非常に綿密に浮き彫りにしました。殺害による尊厳の侵害が現前するのは、例えば、医学的実験の枠の中で、目的を定めて致命的な病原体に感染させられるときです。ここでは、個人は、手段としてだけ使用され、彼の尊厳において侵害されています。生命の滅失と尊厳の侵害の連関は、この場合でも偶然的であり、本質的ではありません。つまり、尊厳の侵害は、生命そのものへの侵害の中にはなくて、この侵害の目的と事情の中にあるのです。患者の頼みで認められる臨死介助に、これらの事例はかかわっていません。

23. 人間の尊厳の原理から帰結される殺害禁止のセンセーショナルな例は、2006年のドイツの連邦憲法裁判所が提供しています。私は、既に最初に手短かにこの判決に言及しました。ドイツの立法者は、2001年9月11日のテロ襲撃に反応して、一定の条件下で、テロリストによってハイジャックされた民間飛行機の撃墜を可能にする法律を公布しました⁽⁵⁾。この法律は、テロリストが都市上空で飛行機を墜落させると本気で脅している状況にかかわります。この場合に対して、都市の何千人の住民の救出のために飛行機を撃墜して、すべての乗客の死を引き起こすことは、許されてもよいでしょう。

24. 連邦憲法裁判所は、このシナリオの中に、飛行機の乗客の人間の尊厳の侵害を認めました。その殺害は、大都市の住民の生命の救出のための手段として投入されるでしょう。乗客たちは、国家的行為の単なる客体にされるでしょう。連邦憲法裁判所は、人間の尊厳の原則（基本法1条1項）

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

に対しての違反の故に、この法律を違憲で無効であると首尾一貫的に宣言しました。この判決について、ドイツの憲法理論において詳細にかつ論争的に討議されました。私は、この判決で、二つの点を強調したいと思います。

25. 第一に留意しなければならないのは、この問題位相で、乗客の死に関して、救出の実現のための直接的な手段としてよりも、むしろ大都市の住民の救出の副次的結果が重要である、ということです。当該の飛行機のパイロットにとって、さらになお緊急着陸がうまくいって、すべての乗員が救出されることができさえすれば、目的は達成されるでしょう。法秩序の見地から、それは、すべての考えうる解決策の最良のものでしょう。それにもかかわらず、連邦憲法裁判所が、“客体定式”を基礎にして、人間の尊厳に対しての違反を是認するならば、それは客体定式の意味で直接的な手段と不可避の副次的な結果とは区別できない、という最初に定式化したテーゼを証明していることとなります。

26. 次に連邦憲法裁判所の判決から帰結されざるをえないことは、正当防衛の状況で行われたのではない国家によるいかなる殺害行為も、いずれにせよドイツでは人間の尊厳の憲法的原理に反するという事です。というのは、何千もの人間の緊急的な救出のために人間の殺害が許されないとすれば、国家のそれ以外の目的実現のためにそうすることは、到底許されないでしょう。それは、とりわけ死刑にあてはまります。連邦憲法裁判所は、死刑—ドイツでは現在憲法上禁止されている—の弁護者の手から重要な論拠を取り上げています。その論拠とは、死刑の再導入が、潜在的な犯罪者を威嚇して潜在的な犠牲者の生命を救うだろう、というものです。連邦憲法裁判所の判決によれば、有罪判決を受けた者の完全な道具化と人間の尊厳の原理の侵害が、その中に存しているでしょう。

2. 人間のクローニング

27. 第二の問題について。それは、人間の生殖的クローニングを重大な医学的リスクなしに可能とする水準に、とうとう医学が達した時代の問題であります。それは、規範的な境界線によって、つまり法的禁止によってのみ阻止できるでしょう。人間のクローニングが人間の尊厳の侵害を表しているならば、乗り越えられない制限が設けられるでしょう。そうであれば、ドイツですべての時代に、その禁止が石に刻み込まれるでしょう。というのは、ドイツ憲法によれば、人間の尊厳は自ら不可侵であるだけでなく、それを確定している基本法1条1項も、あらゆる憲法改正から免れているからです。

28. 人間のクローニングが原則的に人間の尊厳に違反するかという問題は、ドイツで対立的に討議されています。禁止された人間の道具化の規準から出発すれば、答えは明らかでしょう。というのは、個別事例で、人間の複製の背後に、どのような動機が立っていようと、それはどうでもよいことです：いかなる場合でも、これと同じ遺伝的プログラムをもつ人間の創造が大事であります。まさにこの遺伝的素質に関してのみ、将来の個人に生命価値が帰せられるのです。換言すれば、一人の人間の全実存が、特別な遺伝的素質をもつ同胞に対しての他人の関心の中で定立されています。ここでは、他人が、専ら他の目的のための手段として使用されます；客体定式によれば、そのことによって人間の尊厳の侵害が出ています。

29. 一つの例で分かりやすく説明すると、組織犯罪の領域の卓越した形態は、護衛の最良のものをクローン化させて、400人の優秀な護衛からなる私的軍隊を生み出すことです。ここでは、この護衛の存在が、最初から他人の特別な利益に役立つ機能に縮減されています。人間の尊厳の原理の

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

侵害は、ここでは疑わしくないようにみえます。この論証では、遺伝的に同じ人間の複製の生物学的側面が問題ではない、ということが重要です。他の人間の存在の完全な道具化の社会的な観点が、決定的なことではありません。

30. この論証は、二つの反論に対して主張されなければなりません。第一の反論：非とされる行為の着手の時点で、人間の尊厳の担い手は生まれていないし造られてもいないことです。その尊厳が複製の行為によって侵害されうる人がいません。私は、この論拠には説得力がないと考えます。というのは、専ら一定の目的のために製造され、道具化されるだろう同胞に事後に影響を及ぼす事前の行為が問題であるからです。

31. 他の反論は容易に思いつきます：ある人間の尊厳は、そのものの創造によっていかに侵害されるのですか？先鋭的に定式化すれば、我々は、彼の尊厳を尊重し保護しなければならないことを引き合いに出して、潜在的な個人にその存在を渡さずにおくことが許されますか？それは、一見すると、パラドックスのようにみえます。ただし、一見するだけであります。というのは、一方で人間の尊厳に対する権利と他方で生命に対する権利は、区別されなければならない、ということが思い出されるべきです。人間の殺害それ自体が彼の尊厳の侵害を表していないように、人間の創造が彼の尊厳の尊重として理解されうるものでもありません。ここには、身体的存在が人間の尊厳の生物学的基礎である故に、人間の殺害は、いつも彼の尊厳の侵害を含まなければならない、という論証の破綻が示されています。そのように論証するものは、人間のクローニングを不当であるとみなさないかもしれません。というのは、クローン化された人間の“産出”は、そもそも人間の尊厳の生物学的基礎と人間の尊厳一論拠のための開始点を生み出すだろうからであります。

3. 遺伝的介入（生殖細胞系列—治療）

32. 第三の最後の点は、人間の生物学的自然に対しての侵害に関わります。ここで具体例とされるのは、人間の生殖細胞系列への介入は、どんな事情であっても、人間の尊厳の原理と衝突するのか、という問題についての討議であります。医療技術がそれ相応に広く発達していくとすぐに、そのような介入が医学的に非常に有意義となるだろう、ということは反駁できません。当該の患者やその子孫に及ぼす結果の観点の下では、そのような介入は、道徳的に問題ないだけでなく、まさに命じられています。しかし、人間の尊厳の論拠は、義務論的論拠であります。帰結主義的論拠と異なつて、行為の結果に関連するのではなく、その内在的な正しさに関連しています。広まった見解によれば、人間の尊厳の論拠は、生殖細胞系列への治療的な介入に対立するものです。

33. 人は、人間の尊厳の侵害を、人間的自然への介入の中に見ようとしています。人間の遺伝型への介入は、人間的自然への介入であり、人間的自然への介入は、人間の尊厳の侵害であると考えられています。しかし、この論証は、少なくとも、二つの問題を指示しています。まず侵害された尊厳の担い手についての問題：生殖細胞系列への遺伝子治療的な介入によって侵害されることになるものは、誰の尊厳なのですか？患者の尊厳か、彼の将来の子孫の尊厳か、人類一般の尊厳か？第二の問題：人間の生物学的自然への介入は、まさに人間の理性的—道徳的本性に根差しているはずの尊厳に抵触することがありますか？

(a) 人間の尊厳の担い手

1) 当該の個人

34. 外見上侵害された人間の尊厳の担い手を探すと、遺伝子治療的な介入が行われている患者は、すぐさま除外されうるでしょう。まず彼の承諾によってそのような介入が起こっているのです。彼に対立した遺伝子技術的な“操作”は話題となりません。次に遺伝物質への介入は、典型的に将来世代に初めて影響が出てきます。それ故に、将来世代の成員の人間の尊厳に狙いを定めることが、容易に思いつかれます。

35. この意味で、我々が、今日、人間の遺伝型の不可逆的な変更を企てるとき、将来の個人の尊厳が損なわれる、というように一部では議論されます。この意味で、人間の遺伝物質への介入によって侵害されるところの遺伝子的同一性に対する個人の権利について語られます。しかし、それは余り確信できるものではありません。というのは、将来の個人の遺伝子的同一性は、侵害されていないからです；この個人は、以前に行われた生殖細胞系列への介入によって刻印されたのと別の遺伝子的同一性を、いかなる時点でももつことはないのです。

2) 集団としての人類

36. しかし、人類全体の遺伝素質は侵害されています；不快感をもたらし、そそのかして人間の生殖細胞の操作の禁止を訴えるのが、まさにこの介入であります。権威あるユネスコ委員会は、自らの任務を人類全体の遺伝素質の保持の意味で人間の遺伝型の保護と宣言したことは、その典型であります。この開始点から、人間の遺伝型への遺伝子技術的な介入を、個人の尊厳の侵害としてではなく、人類全体の尊厳の侵害として主題化すること

は、容易に思いつかれます。

37. 個々の人間に対しての行為によって侵害されうる人類の尊厳という観念は、哲学的討議でも憲法的討議でもよく知られています。犯罪者だけでなく人類自らの名誉を奪う刑罰を、カントが反駁しているところの「道徳形而上学」の章⁽⁶⁾で、それは印象深く証明されています。犯罪者が自ら彼の行為によって人間存在の尊重に値しないことをしたときでも、共にそう振る舞うことが許される人類に属する聴衆を恥ずかしさから赤面させるような刑罰は不当であります。

38. 集団としての人類の尊厳の侵害の問題に対しては、この論証は限定的にしか支持できません。というのは、残酷な身体刑の執行は、まさに当該個人の尊厳を損なうからであります。“人類の尊厳”は、人間存在によって各人に帰せられるところの尊厳の不滅の最小限（犯行をする人間もそうである）だけを表しています。生殖細胞系列への介入の中に、人間の尊厳の侵害を見ようとするならば、集団としての人類を、人間の遺伝型の担い手として、人間の尊厳の持主であると宣言しなければなりません。

39. “人間の尊厳と遺伝子技術”のテーマについての憲法的討議の中で、この道が部分的にはっきりとられています。この意味で、個人的な人格性に人間の尊厳の保護範囲を限定することを放棄して、集団としての人類を人間の尊厳の保障に取り入れることが要求されます。そのような人間の尊厳の主体の拡張は、一見すると、人間の尊厳の原理の歓迎すべき強化として現われているかもしれませんが、しかし、人類の尊厳が個人の権利や利益に対抗する恐れがあるところでは、それは疑わしいのです。そのような衝突は、遺伝子技術の領域ではありそうなことです。個人の生命と健康に対する権利は、遺伝子治療的な処置の禁止と衝突に陥ることがあります。“人

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

類の尊厳”は、すべての個々の人間の尊厳の不滅の中核としてだけでなく、独立した集合的主体の性質として理解されるとき、この原理は、もはや人格の道徳的かつ法的な自律の確保にではなく、その制限に役立つことになるのです。

(b) 尊厳の侵害としての生物学的な介入

40. 人間の尊厳の担い手の問題と並んで、生殖細胞系列への治療の禁止の場合、人間の尊厳は遺伝子技術的な介入によって損なわれうるかという問いが立てられます。人間の生物学的自然への介入は、人間の理性的・道徳的本性に根拠づけられている尊厳に抵触しうるのでしょうか？

41. この問いを肯定しようとするとき、それは、生物学的連関の規範化、自然の倫理化を前提することになります。自然的なものが道徳的に拘束する規準に高められるとき、遺伝子技術的な介入は、反自然的であり、それ故に道徳的に非難されます。この考え方は、日常に広まっています。それは、言語的には、道徳的に積み上げられた“反自然性”の概念に反映されています。しかし、それは、並外れて強い前提の基礎の上だけに正当化されうるものです。というのは、何かがあるということ、それはいかにあるかという単なる事実から、それがそうあるようにあるべきであるということは、結果として出てきません。ある存在から、ある当為は演繹されません。ここには、前に“人間の尊厳の生物学的基礎としての生命”の論証で確定したように、“自然主義的誤謬”の危険の恐れがあります。人間の遺伝子的素質の単なる事実から、その倫理的ないしは法的な不可侵性を帰結しようとする者は、そのような誤謬の犠牲となるのです。

42. この考慮が正しければ、人間の尊厳の侵害は、遺伝子技術的な介入

そのものの中にはなく、この介入に結びつけられた目的設定の中にあることとなります。決定的なのは、介入が将来の人間の道具化を意味しているかどうか、それとも、介入が将来の人格性への尊重から行われているかどうか、ということでもあります。それ故に、将来の世代に病気や苦痛をさせないようにする目的で企てられる遺伝子技術的な介入は、決して人間の尊厳の侵害を表すことはありません。人間の尊厳は、それを人間の特性として解釈しようとするとき、人間の理性的・道徳的本性の中にあり、生物学的素質の中にはないのです。人間の尊厳とその潜在的な侵害の論理的立場は、人間の人格的、社会的な次元であるが、人間の生物学的な次元ではないのです。

(c) 人間像の保護

43. あるいは“人間の尊厳と遺伝子技術”をめぐる討議では、実際に何かそれ以外のことも問題となるかもしれません。個々の人間の保護に劣らず、一定の人間像の保護も重要であります。人間の作成可能性、生物学的規定可能性が現出する遺伝子技術は、不気味です。この現出は、大きな結果をもたらす遺伝子技術的な介入においてはじめて生じるわけでありません。それは、一定の人間の特性が正確に遺伝子構造的な制約を受けていることについての知識に、既に明らかに示されています。この意味で十分に理解できるようになるのは、“遺伝子コードの解読”が、基本法1条1項とは別の人間像から出発していると確認されるときであります。既に遺伝子分析が、人間像に自ずと触れてくるのであり、その技術的な変換がはじめてそうするものではありません。

44. 広範囲の遺伝子的な決定因の公開の中に人間の尊厳の脅威を見るこの見解は、生物学的理解と非難することはできません。反対に、それは、

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

人間的存在の生物学的な構成因を強調することに対して反論しています。人間の尊厳の原理を通じて一定の人間像を保護する試みが疑わしいのは、他の理由からです。

45. まず、この試みは、ほとんど成功を約束するものでありません。人間の振る舞いの遺伝子的な決定因についての解明は、他の解明一例えば、経済的または欲求ダイナミズム的な要素についての解明と同様に、ほとんど遮断できないでしょう。課せられた仕事は、これらの決定因を否認することではありません。それは、せいぜいのところ、人間の尊厳を遺伝子的な行為決定因と独立に立てる人間像を輪郭づけることはできるかもしれません。

46. 第二には、一定の人間像を法的禁止を使って保護しようとすることは、原則的に懐疑にぶつかります。基本権は、人間像の保護にではなく、人間の保護に役立つものであります。人間像の法的保護は、容易に保護監督に、



最悪の場合には、言論テロリズムに墮落します。全員一致した意見で受け入れられない、耐えがたい人間像の侵害が問題であるところだけで、人間の尊厳を頼みにすることができます。例えば、人間と動物のあいの子、カメラの産出の場合に、これはあてはまります。この場合や類似の極端な事例で、人間の標準的な自画像の保護のためにも、人間の尊厳—原理に立ち戻ることは許されます。

IV, 総括

47. 私は、(これまでの話を)まとめてみます。人間の尊厳の原理の禁止範囲について問われるとき、一方でこの原理の原則的な突入方向、他方で個々の生活領域へのその影響の区別が提示されています。一般的な突入方向は、人間が他の目的のための手段に還元されてはならないという定式で、相対的に正確に表されます。個々の生活領域への適用において、この“客体定式”は、人間の尊厳を用いた疑わしい論証を正すのに適しているということが明らかにされます。

48. 真摯な願いに基づく人間の殺害は、決して彼の尊厳の侵害を表しているわけでないということが示されます。人間の殺害の中に、彼の尊厳の侵害があるかどうかは、その中に犠牲者の道具化が見られるかどうかにかかっています。遺伝子技術や生殖医療の領域での介入にも、相応のことがあてはまります。このアスペクトの下で、人間のクローニングは、いつも彼の尊厳の侵害を表しています。なぜならば、ここでは、一定の有益な特性を備えた人間の産出が問題であるからです。その中に、他人の目的のための完全な道具化が存しています。それに対して、人間の遺伝物質に対しての介入が懸念のないのは、それが治療的な作用をもち、遺伝病の回避に

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

向けられているときです。一方で治療的な介入，他方で一定の特性の最適化の目的をもつ操作との間に、グレーゾーンがあることは白状しなければなりません。しかし、“デザイナーズベビー”は、それ特有の報告のための一つのテーマであるでしょう。

皆様のご静聴に感謝いたします。

(訳：西野基継)

訳注

- (1) 2005年9月16日に南山大学でノイマン教授は「人間の尊厳の原理」という講演をおこなわれた。その時の記録は、南山大学社会倫理研究所の機関誌『社会と倫理』19号に収録されている。
- (2) カント、『道徳形而上学』徳論 第38章
- (3) Günter Dürig, Der Grundrechtssatz von der Menschenwürde, in: AöR, S. 127ff.
- (4) 2015年11月に、ドイツ連邦議会は「自殺の営利事業としての援助の処罰に関する法律」を可決した。その内容は、「他人の自殺を援助する目的でこの者に営利事業としてそのための機会を保障し、得させまたは仲介する者は、3年以上の自由刑または罰金刑に処する（1項）。共犯者として処罰しないのは、自ら営利事業として行為したのではない者、および1項に掲げられた他人の親族、またはこれに近い者である（2項）。」というものである。
- (5) 2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件、さらに2003年1月5日にドイツのフランクフルトで発生した軽飛行機乗っ取り事件を背景に、連邦政府は航空安全法（Luftsicherheitsgesetz）の改正を連邦議会に提案して、2005年1月14日に公布された。その改正法13条に連邦政府が重大な災害事故が差し迫っていると予測できる場合には、この災害事故を防ぐために、領空において州の警察力を支援するために、軍隊の出動を決定できること、同14条に重大な災害事故を防ぐために、軍隊は、領空において、航空機の進路を変更させ、着陸を強制し、

武力を用いて威嚇し、または警告射撃をすることが許され、さらに航空機が人命に対する攻撃に用いられ、かつ武力の直接的な行使が現存する危険を防ぐ唯一の手段であるときには、武力の直接的な行使が認められることが規定されている。その後、同規定が、国家に対して、犯罪の行為者ではなく、犠牲者である市民を故意に殺害することを許すもので、基本法1条1項、同2条2項に違反するとして憲法異議が出され、2006年2月15日に憲法裁判所は、航空安全法14条3項は、基本法2条2項1文及び同1条1項に違反して無効である旨の判決を下した。

(6) カント、『人倫の形而上学』徳論 第39章

[本講演の理解に資するために、最小限の訳注をつけた]。

[訳者あとがき]

以上は、2016年5月23日に開催された愛知大学法学会主催講演会における講演を邦訳したものである。講師は、ドイツ・フランクフルト大学法学部のウルフリット・ノイマン教授 (Prof. Dr. Ulfrid Neumann) であり、講演の演題は、「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか (Was verbietet das Prinzip der Menschenwürde ?)」であった。当日は、前嶋准教授の司会で、小島法学部長から歓迎のご挨拶をいただき、約70名の学生と10名程の法学部教員 (学外からの参加者も含む) の参加を得て行われた。とりわけ、難しい内容にも拘らず、熱心に聴講してくれた学生諸君に感謝申し上げたいと思う。

ノイマン教授は、今回の日本訪問が4回目になるとのことであるが、日本刑法学会に招待されて名古屋大学で基調講演を行われたのちに、訳者との長い交誼に應えるべく愛知大学での講演をご快諾くださり、今回の講演会の実現の運びとなった次第である。

ノイマン教授は、1947年にフランクフルト近郊で生まれ、学問を尊ぶ

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

家庭環境の中で成長され、チュービンゲン、ミュンヘンの大学で法学を学ばれ、特にアルトゥール・カウフマン教授から強い学問的感化を受けて、1974年以来ミュンヘン大学法哲学法情報学研究所助手として法哲学、刑法学の研究に打ち込まれ、1978年に『法存在論と法的論証 (Rechtsontologie und juristische Argumentation)』で学位 (法学博士) を取得し、さらに1983年に『帰責と過失 (Zurechnung und Vorverschulden)』で教授資格を取得し、1984年フランクフルト大学法学部教授 (法哲学)、1987年ザールブリュッケン大学法学部教授 (刑法、刑訴法、法哲学)、1994年以来フランクフルト大学法学部教授 (刑法、刑訴法、法哲学) として現在に至っている。この間、1998～2006年に法哲学・社会哲学国際連合会ドイツ支部理事長、2011年には法哲学・社会哲学国際連合会理事長を歴任して、現代ドイツを代表する法哲学者である。彼は、A. カウフマン、G. ラートブルフの学統につながる法学者であるが、この二人の傑出した学者が日本の法学に及ぼした大きな影響もあり、日本の法哲学者・刑法学者と太いパイプをもっている。代表的な著作として、他に『法的議論理論 (Juristische Argumentationslehre)』、『法の中の真理 (Wahrheit im Recht)』、『構造と議論としての法 (Recht als Struktur und Argumentation)』がある。また本講演に関連した論文として、「尊厳の専制 (Die Tyrannei der Würde)」, 「人間の尊厳の原理 (Das Prinzip der Menschenwürde)」等がある。

本講演のテーマである“人間の尊厳”は、現代の法体系の基礎原理として定められているが、その法的意味は必ずしも十分に明らかにされているわけでない。今日では“人間の尊厳”が生活の様々な場面で語られ、しばしば相手を打ち負かす論拠として引き合いに出される中で、その核心的意味の空洞化・希薄化も進行しているように思われる。しかし、人間の尊厳の概念の積極的定義は、賦与理論(神の似姿性, 自律), 能力理論(自己表現), 関係理論(人格としての相互的承認)の三つの基本類型に出されているが、人間のある側面を強調して他の側面を無視する点で人間存在の全体性を捉

え切れない限界を示すのである。それに代わって、人間に対しての侵害事象を手がかりに、否定的に人間の尊厳の輪郭を浮かび上がらせるアプローチが考えられる。それは、カントの道具化禁止のテーゼ(目的-手段一定式)、それを基礎にしたデューリッヒの“客体定式”として表されている。けれども、その具体的な適用には、本講演で指摘されているように、いくつかの困難(狭すぎる帰結と広すぎる帰結)が伴うことに留意する必要がある。ノイマン教授は、その基本的な趣旨として、人を屈辱的に扱うことの禁止を指摘して、そのアспектから三つの問題領域——(1)人間の尊厳と生命の保護、(2)人間のクローニング、(3)遺伝的介入——を綿密に検討している。その中でノイマン教授は、「生命は人間の尊厳の生物学的基礎である」と説く連結説を厳しく且つ周到に批判している：(i) 基本法における人間の尊厳と人間の生命の規制の違い、(ii) 人間の生命に対しての侵害が必ずしも人間の尊厳に対しての侵害を引き起こすわけではないこと、(iii) 人間の尊厳において生命の維持の貫徹を要求することは、人間の尊厳から導き出される自律的な自己決定の権利(人間にふさわしい死への権利)と衝突すること、(iv) 人のクローニングが人間の尊厳に反するといわれるとき、遺伝的に同じ人間の複製の生物学的側面が問題でなくて、クローンの存在が特別な遺伝的素質をもつことに対しての他人の関心の中で樹立されていることが問題であること、(v) 生殖細胞系列治療において、人の遺伝型への介入が人間の自然への介入となり、人間の尊厳を侵害すると説かれるが、それが治療目的で行われている限り、尊厳を侵害されたとみなされる具体的個人が見い出されず、敢えて人類全体の遺伝素質の維持の意味で集団としての人類を尊厳の担い手と考えるときでも、人類の尊厳は、人格の道徳的・法的自律の制限としてはたらくから、そのまま受け入れがたいところがあること、(vi) 人間の遺伝的素質の単なる事実から、その倫理的・法的不可侵性を帰結するものは、“自然主義的誤謬”の犠牲になること、(vii) 人間の尊厳の侵害は、遺伝子技術的な介入そのものの中で

「人間の尊厳の原理は何を禁止するのか？」

はなく、この介入に結びつけられた目的設定（将来の人間の道具化か、それとも将来の人格性に対するの尊重か）にあること、(viii) 人間の尊厳は、人間の特性として解するとき、人間の理性的・道徳的本性の中にあり、生物学的素質の中にはない、つまり、人間の尊厳とその侵害との論理的位相は、人間の人格的・社会的な次元であって、決して人間の生物学的次元ではないこと。以上の考察から、彼の確信的立場を簡潔に示すならば、人間の尊厳と人間の生命との非連結性(当為と存在の区別、規範的規定の差異)、生命に関わる諸事象への侵害にはなく行為者の意図・動機に人間の尊厳の侵害を見ること、人間の尊厳の担い手を集団としての人類ではなく個人に定位して考えることである。

このようなノイマン教授の立場に付して、記者は、人間の尊厳の保障も人間の生命の保護も具体的で現実の個人に向けられている以上、両者の連結性を基本に据えるべきであると考えている。人間の尊厳と人間の生命を論理的に区別して、生命を存在の次元に属するかのように考えるのは、事柄に即した見方でないように思われる。たしかに、生物学者が生命を自然的現象として対象的に考察するときには、生命は自然（存在）の部分として観察され説明されるが、親が子の生命に向かいあうときには、愛しく大事な価値をもったものとして感じ取られるだろう。生命それ自体が存在ではなく、外側から対象として眺められるときに、はじめてそうなるのであり、生命に関わる者の視点のとり方によって、その位置づけも変わってくるのである。生命は、自我と不可分のものであり、自我は生命と切り離して存立しえない。人間の尊厳の担い手性 (Trägerschaft) に定位されるとき、生きている身体を備えた個々の人間が浮かび上がるだろう。ノイマン教授のように、人間の尊厳をその侵害事象から考えるときには、行為者の意図・動機がクローズアップされてくる。人間の尊厳へのアプローチにおいて、いずれが優越するかを選択するのではなく、むしろ、人間の尊厳の問題の立体性を受け入れて、多次的に統合する道がまだ切り拓かれなければな

らないだろう。

日本における人間の尊厳をめぐる法学的議論は、幸福追求権に重点を置いて付随的に言及されるにとどまり、表層的で感覚的な引証に終わっているところがある。人間の尊厳の法的意味、生命科学の進歩により人間存在の根底が揺るがされている時代における人間の尊厳の意義を深く考えるにあたって、ノイマン教授の鋭い論理的な考察から教えられるところが多いように思われる。

この講演会の準備の過程で、山中敬一教授（関西大学）、前嶋匠准教授、長峯信彦教授、小林真紀教授、法学会常任委員の入江容子教授、法学会の小澤知江子さんから、一方ならぬご協力とご支援をいただいたことに、厚くお礼を申し上げたい。